

平成30事業年度業務実績評価書 (主務大臣評価(案))説明資料

平成30年度業務実績評価（案）

項目	自己評価	大臣評価（案）	評価書頁
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
I-1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標 [重点化項目]	B	B	P5-18
I-2 リスク管理 [重点化項目]	B	B	P19-28
I-3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A	A	P29-38
I-4 透明性の向上 [重点化項目]	A	A	P39-45
I-5 基本ポートフォリオ等	B	B	P46-52
I-6 管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	A	P53-63
I-7 管理及び運用能力の向上	B	B	P64-68
I-8 調査研究業務	B	B	P69-75
II. 業務運営の効率化に関する事項			
II-1 効率的な業務運営体制の確立	B	B	P76-78
II-2 業務運営の効率化に伴う経費節減、契約の適正化	B	B	P79-86
III. 財務内容の改善に関する事項			
III-1 財務内容の改善に関する事項	B	B	P87-89
IV. その他事項			
IV-1 その他業務運営に関する重要事項	B	B	P90-108
総合評定	-	B	-

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>I-1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標 [重点化項目]</p> <p>大臣評価案：B</p>	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 長期金利が極めて低い水準にあるなど運用環境が厳しい状況が続くと見込まれる中で、市場動向等を的確に把握し、適切なリスク管理を行いつつ、中期目標が定める運用目標の達成に向けて引き続き取り組むことが望まれる。</p>
<p>I-2 リスク管理 [重点化項目]</p> <p>大臣評価案：B</p>	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> リスク管理に関する専門性の向上を図り、リスク管理担当部署を中心に法人内関係部署間で連携しながら、運用受託機関等の分析等も活用して、リスク管理の一層の強化に引き続き取り組むことが望まれる。</p>

<評定に至った理由>

運用手法については、中期目標において、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、また、収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めることとしている。

平成30年度は、アクティブ運用において、4資産中3資産（内外債券、外国株式）について超過収益を獲得していることに加えて、マネジャーやマネジャー・ベンチマークの選択効果を示す個別資産要因（4資産合計）においては複合ベンチマーク収益率に対してプラスの超過収益率を確保している。

運用受託機関の選定・管理については、外国債券アクティブ運用においてマネジャー・エントリー制を活用した公募を実施し、第2次審査を実施するなど、適切な運用受託機関構成とするための取組を行っている。なお、国内株式パッシブ運用受託機関の選定にあたっては、多様なインデックスへの対応力強化とスチュワードシップ活動強化を目的として選定を行い、特に、ESG（環境・社会・ガバナンス）の考慮を含めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ活動の方針と運用プロセス、これらを実施するための組織体制及び報酬水準を一体としたビジネスモデルを評価して選定を行っている。

株式運用における考慮事項については、中期目標において、株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるESGを考慮することについて検討することとしている。

平成30年度は、国内の他の同種の機関に先駆けて、グローバル株式を対象とした環境（E）に関する指数の選定を行い、国内株式について「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」、外国株式について「S&P グローバル大中型株 カーボン・エフィシエント指数（除く日本）」の2指数を採用し、当該指数に基づく株式パッシブ運用を開始した。法人の調査によれば、この新たなESG指数に対する反応はおおむねポジティブであり、55%の日本企業が法人の当該指数の選定を評価している。こうした調査結果を踏まえると、当該指数の選定及び運用開始により日本企業のESGに関する取組を促したという観点から高く評価できる。国内株式及び外国株式のパッシブ運用においては、運用資産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、ファンドの一部に対する環境指数のマネジャー・ベンチマークを設定するなど適切な資産配分を行っている。

また、ESGの考慮を運用受託機関に求め、運用受託機関の総合評価において取組状況の評価等を行っている。オルタナティブ投資に係る運用受託機関の選定において、ESGに関する取組姿勢や能力等を考慮した上で審査を実施しているほか、採用した運用受託機関に対してESGに関する取組状況の定期的な報告を義務付けているなど、オルタナティブ資産運用においてもESGを含めた非財務的要素の考慮を行っている。

以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成しており、「A」と評価する。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

運用資産全体の長期的なリターンを向上させるために推進しているESGを考慮した投資については、所期の効果をあげているか等について適切に検証を行い、必要に応じ修正を加えるなど、運用の改善に引き続き取り組むことが望まれる。

I-3
運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

大臣評価案：
A

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>I-4 透明性の向上 [重点化項目]</p> <p>大臣評価案：A</p>	<p><評定に至った理由> 平成30年度は、<u>広報戦略を策定し、「公的年金制度・年金財政における年金積立金の役割」、「長期国際分散投資の効用」、「ESG（環境・社会・ガバナンス）投資の意義」という3つのメッセージを訴求する必要性を確認するなど、広報の方向性を明確化した上で、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>法人の公式ホームページを全面リニューアルし、公的年金制度・年金財政における積立金の役割や長期分散投資の意義等をイラスト等で分かりやすく説明するコンテンツを充実。英語ホームページにおいてもコンテンツを充実。</u> ・<u>法人自体についての認識がない方が多数存在する現状も踏まえ、年金制度や資産運用に必ずしも詳しくない方向けに、公的年金制度・年金財政における積立金の役割や長期分散投資の効用を中心に分かりやすく解説したパンフレット「GPIFってなに？」を新たに制作し、ホームページに掲載する等の取組を実施。</u> ・<u>ESGに関する取組を評価し、投資の効果を確認するとともに、透明性を確保する観点から、第1回目の報告書となる「平成29年度 ESG活動報告」を新たに刊行し、英語版も刊行。</u> ・<u>効果的なコミュニケーションツールとしてSNSを積極的に活用。（Twitterにより年金積立金の役割や長期分散投資の効用等を訴求する情報発信等）</u> <p>などの取組を行っている。</p> <p>中期目標において「透明性の向上」は年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから重要度が高いとしているところ、<u>法人が広報活動の方針に基づいて具体的な各種取組を実施していることは高く評価できる。</u>以上を踏まえれば、所期の目標を上回って達成しており、「A」と評価する。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を高めるよう、様々な情報発信ツールを活用しつつ、国民に対する情報公開・広報活動の一層の充実に努めることが望まれる。</p>
<p>I-5 基本ポート フォリオ等</p> <p>大臣評価案：B</p>	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p>

評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>I - 6 管理及び運用 に関し遵守す べき事項</p> <p>大臣評価案： A</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標においては、年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること等としている。</p> <p>平成30年度における年金特別会計への寄託金償還等に必要な資金については、市場に影響を与えずに利用可能な財投債ファンド及びキャッシュアウト等対応ファンドの満期償還金及び利金等を活用することにより対応するとともに、運用受託機関の解約に伴い回収した資金を再配分する際には原則として現物移管により実施することにより、市場及び民間の活動への影響に対する配慮を行っている。</p> <p>中期目標においては、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うことや、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととしている。</p> <p>平成30年度は、平成29年度に策定した株式運用受託機関向けの「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」において法人として原則という形で運用受託機関に対して考え方や期待する事項を明示した上で、<u>運用受託機関との対話を実施し、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権の行使を求める等の取組を実施している。</u></p> <p>また、運用受託機関との双方向のコミュニケーションを重視したエンゲージメントを実施し、<u>運用受託機関におけるスチュワードシップ活動の取組や課題の把握に努める等の取組を行っている。</u></p> <p>これに加えて平成30年度の新たな取組として、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同やClimate Action100+への参加など<u>グローバルなイニシアティブへの参加も行うことで、スチュワードシップ活動の向上に努めている。</u>このような法人の活動は、<u>株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点からの取組として高く評価できる。</u>なお、法人が実施した機関投資家のスチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケート結果によれば、約8割の企業が法人のスチュワードシップ活動を評価しており、前年度比で評価が上昇している。また、同アンケート結果によれば、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同については、<u>回答企業のうち約6割の企業が評価し、Climate Action100+への参加については、回答企業のうち45%の企業が評価している。</u></p> <p>投資先企業の長期的な企業価値の向上や持続的な成長を促すことにより、被保険者のために長期的な投資リターンの向上を目指すことは重要である。<u>平成30年度に法人が行った以上の取組については、他の同種の機関に先駆けた取組も含まれており、所期の目標を上回って達成していることから、「A」と評価する。</u></p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>受託者責任の徹底や、市場及び民間の活動への影響に対する配慮など、年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項について、引き続き適切な対応を行うことが望まれる。</p>

評価項目	主務大臣による評価（案）
I-7 管理及び運用能力の向上 大臣評価案：B	<p>＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 高度で専門的な人材の確保に努めるとともに、運用対象の多様化に伴うリスク管理を強化することにより、法人における管理及び運用能力の向上に引き続き努めることが望まれる。</p>
I-8 調査研究業務 大臣評価案：B	<p>＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 高度で専門的な人材を含めた法人内の職員が調査研究業務を担える体制の整備に引き続き取り組むことが望まれる。</p>
II-1 効率的な業務運営体制の確立 大臣評価案：B	<p>＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p>＜今後の課題＞ 業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直しなど、効率的な業務運営体制の確立に引き続き取り組むことが望まれる。</p>
II-2 業務運営の効率化に伴う経費節減 大臣評価案：B	<p>＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p>＜今後の課題＞ 引き続き、業務運営の効率化に伴う経費節減に取り組み、人件費も踏まえつつ必要な人員体制の確保を図るとともに、契約の適正化に努めることが望まれる。</p>

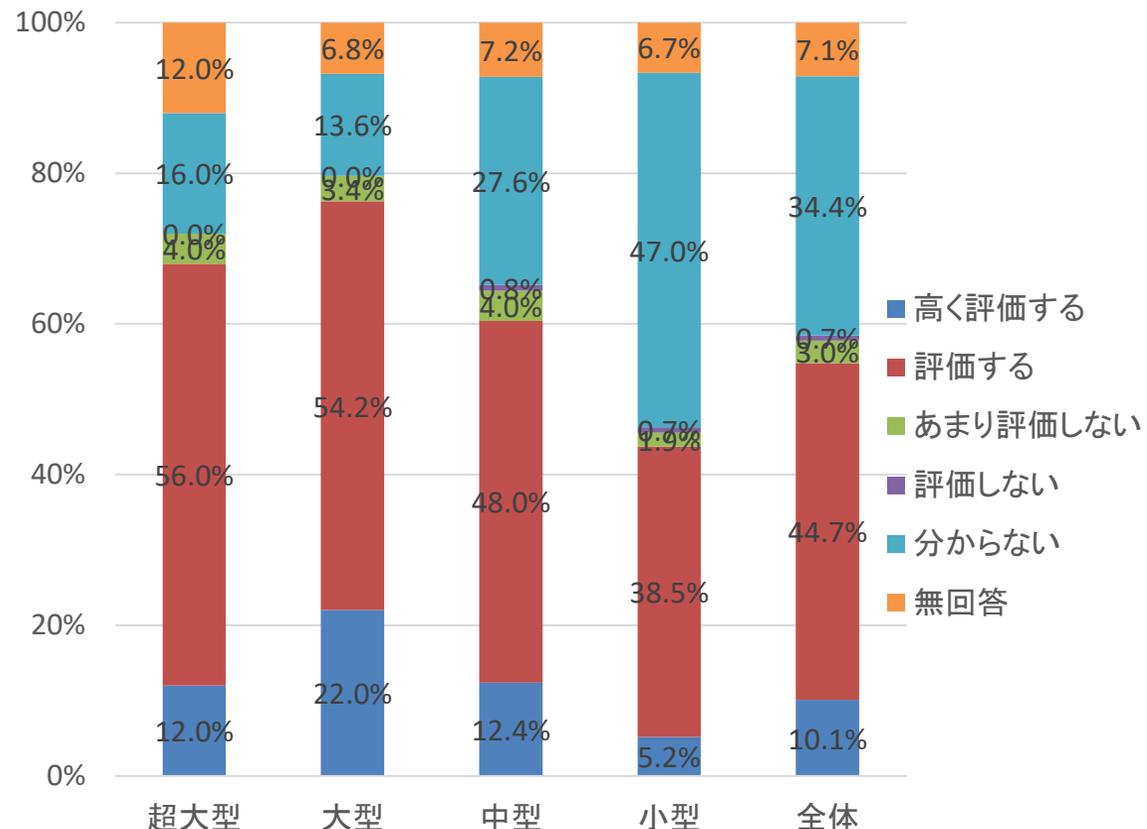
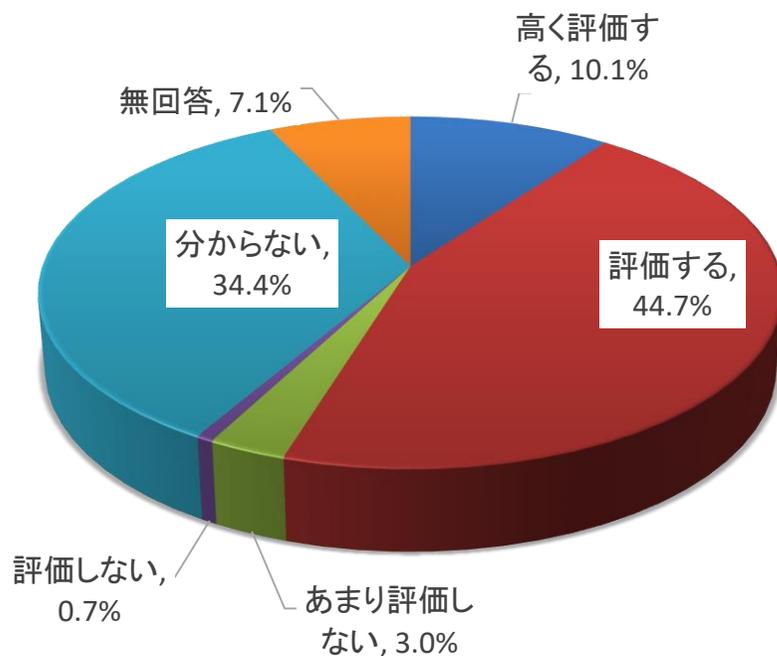
評価項目	主務大臣による評価（案）
<p>Ⅲ-1 財務内容の改善に関する事項</p> <p>大臣評価案：B</p>	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><今後の課題> 年金積立金は国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、適切な予算作成及び執行により一層取り組むことが望まれる。</p>
<p>Ⅳ-1 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>大臣評価案：B</p>	<p><評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。</p> <p><今後の課題> 内部統制の一層の強化及び情報セキュリティ対策について、引き続き所要の取組を実施することが望まれる。</p>

【ご参考】 ESG指数に対する評価について

ESG指数に対する日本企業の反応はおおむねポジティブ

質問 環境指数の選定についてのご評価をお聞かせください。

＜企業規模(時価総額別)集計＞



超大型：TOPIX Core 30、大型：TOPIX Large 70、中型：TOPIX MID 400、小型：TOPIX Small
データは2018年12月末

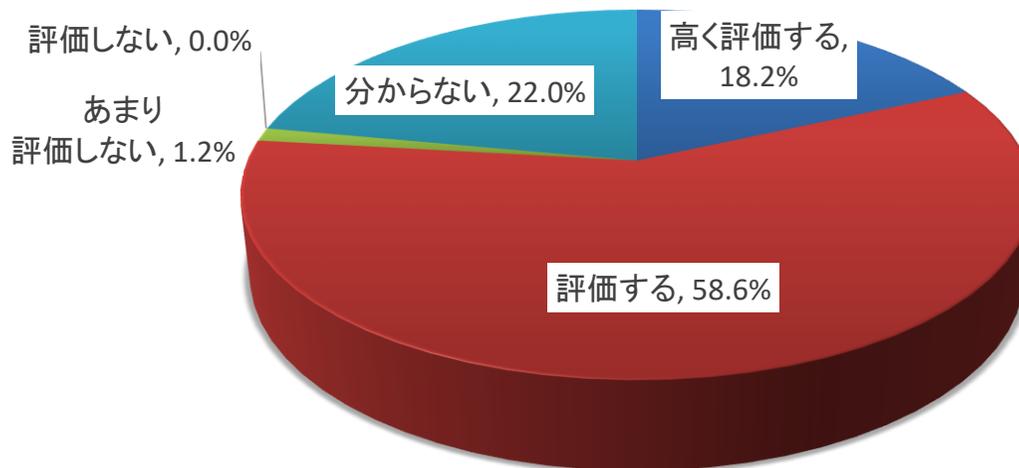
(注) 第4回 機関投資家のスチュワードシップ活動に関する上場企業向けアンケート集計結果より抜粋

(GPIF資料に基づき年金局作成)

【ご参考】 スチュワードシップ活動の評価について

約 8 割の企業が GPIF のスチュワードシップ活動を「評価」

【質問】当法人のスチュワードシップ活動全般への取組みについてのご評価とその理由をお聞かせください。



【各評価別のコメント抜粋】

- 中長期の成長性を評価することで、ショートターミズムから脱却する気風の醸成に役立っている（「高く評価する」と回答）
- アセットオーナーとして積極的な情報発信を行うことにより、委託先にとどまらず幅広い運用機関の対話姿勢に変化が見られるようになったため。（「高く評価する」と回答）
- 明確な指針の打ち出し、アセットオーナーとしての模範姿勢（「評価する」と回答）
- 長期的視野での運用受託機関との対話の実施や、取組みに関する透明性の確保に努めているため（「評価する」と回答）
- 中長期的な視点からの質問が若干増えたものの、形式的なヒアリングを行われるケースも増えているため。（「あまり評価しない」と回答）
- まだ短期間なので効果がわからない（「分からない」と回答）

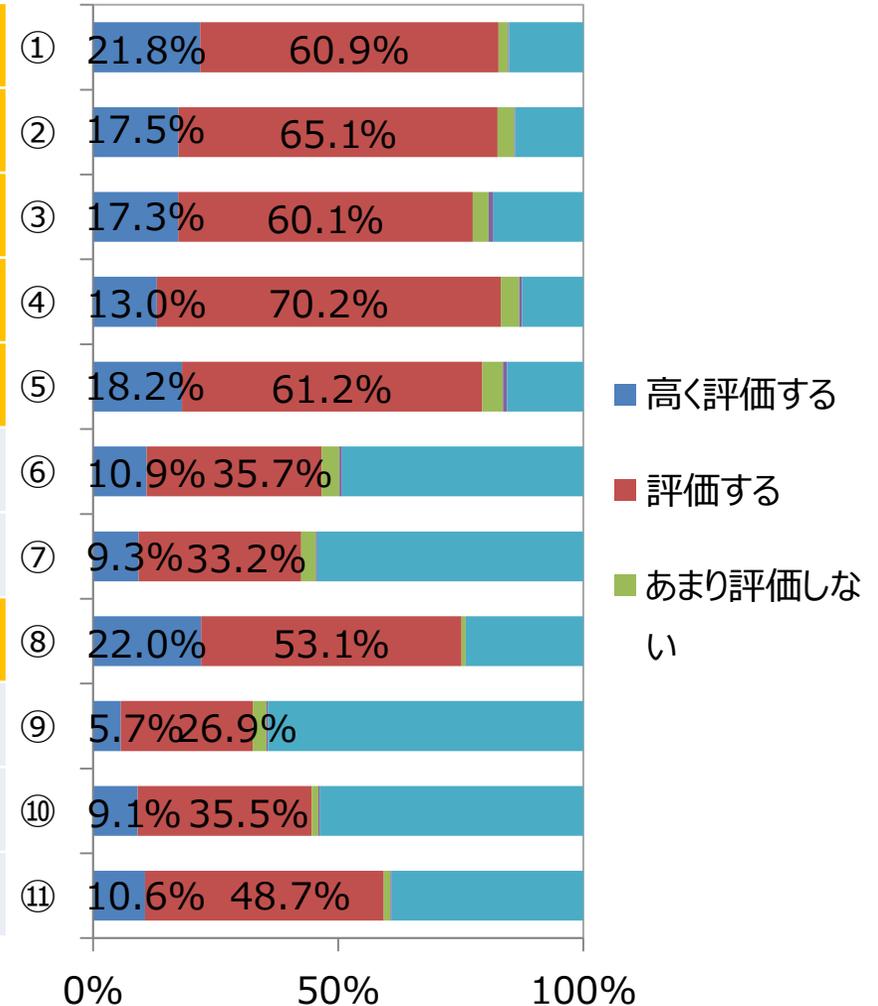
【ご参考】法人の取組に対する評価について

質問 最近の当法人の取組について、以下の中でご存じのものがあればご選択ください（複数回答可）。ご存じの場合、それぞれについてのご評価とその理由をお聞かせください

＜各取組みに対する認知度＞

①運用受託機関の評価におけるスチュワードシップ活動の重視（中長期の企業価値向上を目指したエンゲージメント等）	47.8%
②「スチュワードシップ活動原則」および「議決権行使原則」	46.7%
③環境指数やESG指数に基づく投資	48.7%
④企業向けアンケート（本アンケート）	51.3%
⑤優れた統合報告書の公表	43.2%
⑥企業・アセットオーナーフォーラム開催	21.2%
⑦グローバル・アセットオーナーフォーラム開催	17.5%
⑧国連が提唱する責任投資原則（PRI）への加盟とPRIを通じた活動	38.7%
⑨英国30%Clubおよび米国Thirty Percent Coalitionへの加盟	15.4%
⑩Climate Action100+への参加	18.9%
⑪気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同	29.5%

＜各取組みへの評価＞



（注）左表は回答企業数604社のうち、各取組みを認識している企業の割合。
黄色は30%以上の項目。右図は無回答企業を除いたベース